

当財団の概要

研修

研究

情報提供

法学検定/既修者試験

法科大学院全国統一適性試験

法科大学院認証評価事業

情報提供


究めたい！
 研究の現場から

現在行っている研究の一部を簡単にご紹介します。これまで、当財団では80以上の研究を行ってきました（当財団ウェブサイトに一覧を掲載しています）。財団会員であればどなたでも研究を立ち上げることができます（申請書に基づく審査の上、採否を決定します）。

詳しくは当財団のウェブサイト（<http://www.jlif.or.jp/>）をご覧ください。


究めたい！
 研究の現場から

交渉で正義は教えられるか

—実践法教育研究会における議論より

「模擬交渉を中核とする実践的法教育の研究」研究会主任・大阪大学教授 野村 美明

1 われわれが考える法教育の意味

法務研究財団の法曹養成研究基金の研究課題として、模擬交渉を中核とする実践的法教育の研究をすすめている。研究母体は、2009年8月に設立された実践法教育研究会

（<http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/project/hokyoiku/index.html>）である。法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度およびこれらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育だといわれる。しかし油断すると法教育も知識を教え込む教育になってしまう。そこでわれわれは、交渉を中核とした実践的法教育の理論と方法を研究することによって、自由で公正な社会の担い手となる交渉や議論ができる責任ある自律型市民を養成することを目標に掲げた。

2 なぜ交渉教育が法教育の中心となるべきなのか

法教育が最終目標とする自由で公正な社会とは、自由で責任ある意思に基づく私人の自立的な行為の相互作用で作られる。市場経済社会においては、消費者と企業の自由な交渉によって社会の基本的な関係が形成され、規律されていくのである。ここでは、法やルールは、私人間の自由な交渉と取り決めに補助するための手段だといえる。したがって、まず最初に自由な交渉によってものごとを取り決めることができるような私人が存在しなければ、法教育の最終目標も達成できないのである。

最近では経済の自由化とルールに基づいた行政の進展によって、交渉によって決められる物事が増えている。市民にとっても企業にとっても、そして行政にとっても、交渉の果たす割合は飛躍的に増大しているといえる。同時に、グローバル化の進展によって、交渉可能な「世界」は、世界的に（つまりグローバルに）拡大してきた。国家間においても、物理力・暴力による自力救済ではなく、交渉による解決がますます重視されている。

日本においても裁判員制度を根付かせるためには、模擬裁判やディベートの教育は重要であ

る。しかし、ルールで白黒をつける教育だけで、法教育が目指す自律型の市民を養成することはできない。相手の利益を尊重しながら自分の利益との折り合いを付け、自由に人と人の関係を結ぶことのできる力、一人一人がリーダーシップを発揮して自律的に秩序を作り上げていく力。そのような自律の力は、交渉教育によってのみ育てることができるといえる。

3 自由な交渉だけで十分か

交渉教育こそ自由で公正な社会を作っていく法教育の中心となるべきであるという主張に対して、研究会ではつぎのような疑問が出された。

確かに交渉教育によって経済社会の秩序や自由の価値についての実践的な訓練ができることはわかる。しかし、法や司法制度の根幹にあるべき正義の観念については教育できないのではないか。確かに正義の女神像の多くは剣と天秤をもっており、ウィンウィンの交渉のイメージとはほど遠い。価値観や信条の異なる相手と1つの社会秩序を作っていくためには、実は白黒を明確にする教育も取り入れる必要があるのだ。護送船団方式の日本社会においてはまずは交渉ができる環境を作ることが重要であるが、これだけでは「談合」の社会的悪影響に気付かないかもしれない。法教育で正義をどのように考えるべきかについて、サンデル先生の意見が参考になる。サンデル先生は、正義について、①功利を最大化する見解(ベンサムなど)、②自由選択を最優先する見解(ロールズなど)、および③徳や共通善を追求する見解(アリストテレスなど)に整理する。そして、たとえば同性婚を認めるべきかという深刻な道徳的問題について、選択の自由を認めて中立を維持するのがよいのかと問いかける。サンデル先生は③の見解が特に重視する議論の修練をとりあげて、次のように主張する。相手を尊重するとは、相手を巻き込み参加させることである。対立する相手と深い議論を重ね続けることで、ある場合には自分の意見を修正し、ある場合にはそれを補強することになる。異なる意見に耳を傾けそこから学ぶ過程で、何が正しいのかが見えてくるかも知れない。

サンデル先生は、何が正しいのかについて意見が分かれる困難な問題について、「衆議」(publicdeliberation)による参加型政治プロセスを促進することで、お互いの変容可能性を高めようと期待するのである。

4 議論とディベートの教育を促進すべきである

異なる意見を闘わせ、集約していく政治プロセスを実践的に身につけるためには、議論とディベートの訓練が有効だと考える。しかし、日本の社会で議論やディベートを実践するのは至難の業である。議論好きや討論好きの人は好かれないのである。これを教育に取り入れるのにも様々な困難がある。そもそも「議論」とは何か、「ディベート」とは何かあまり意識されていない。

われわれは、合意や決定に至るための交渉教育と並んで、議論やディベートに対する理解を深め、いかにして効果的に教育するかをさらなる実践的研究の課題にしたいと思う。ディベート教育を英語クラブや一部のゲームディベート・ファンから解放して、社会に普及していかなければならない。



ウィンウィンの交渉のイメージとはほど遠い。価値観や信条の異なる相手と1つの社会秩序を作っていくためには、実は白黒を明確にする教育も取り入れる必要があるのだ。護送船団方式の日本社会においてはまずは交渉ができる環境を作ることが重要であるが、これだけでは「談合」の社会的悪影響に気付かないかもしれない。法教育で正義をどのように考えるべきかについて、サンデル先生の意見が参考になる。サンデル先生は、正義について、①功利を最大化する見解(ベンサムなど)、②自由選択を最優先する見解(ロールズなど)、および③徳や共通善を追求する見解(アリストテレスなど)に整理する。そして、たとえば同性婚を認めるべきかという深刻な道徳的問題について、選択の自由を認めて中立を維持するのがよいのかと問いかける。サンデル先生は③の見解が特に重視する議論の修練をとりあげて、次のように主張する。相手を尊重するとは、相手を巻き込み参加させることである。対立する相手と深い議論を重ね続けることで、ある場合には自分の意見を修正し、ある場合にはそれを補強することになる。異なる意見に耳を傾けそこから学ぶ過程で、何が正しいのかが見えてくるかも知れない。

サンデル先生は、何が正しいのかについて意見が分かれる困難な問題について、「衆議」(publicdeliberation)による参加型政治プロセスを促進することで、お互いの変容可能性を高めようと期待するのである。

4 議論とディベートの教育を促進すべきである

異なる意見を闘わせ、集約していく政治プロセスを実践的に身につけるためには、議論とディベートの訓練が有効だと考える。しかし、日本の社会で議論やディベートを実践するのは至難の業である。議論好きや討論好きの人は好かれないのである。これを教育に取り入れるのにも様々な困難がある。そもそも「議論」とは何か、「ディベート」とは何かあまり意識されていない。

われわれは、合意や決定に至るための交渉教育と並んで、議論やディベートに対する理解を深め、いかにして効果的に教育するかをさらなる実践的研究の課題にしたいと思う。ディベート教育を英語クラブや一部のゲームディベート・ファンから解放して、社会に普及していかなければならない。